

令和 7 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
「タイ市場向け徳島・香川特別な体験旅行商品造成事業」仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
「タイ市場向け徳島・香川特別な体験旅行商品造成事業」

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3 業務の概要

（1）事業目的

訪日旅行経験者の 7 割超がリピーターであるタイ市場においては、日本の地方に対する関心が高く、季節感と多様な魅力を備えた徳島・香川への誘客が期待できる。

本事業では、日本の地方ならではの体験に関心が高く、長期滞在かつ高い消費額が期待される富裕層及びインセンティブツアー客の誘客拡大を図るため、ターゲットニーズに合致した付加価値のある新規コンテンツを造成、既存コンテンツの磨き上げを行うことで滞在コンテンツを充実させるとともに、徳島・香川が持つ優れた観光資源を広域周遊ルート化し、流通環境整備及び販売を行う。また、「タイ市場の四国に対する認知度向上」に向けて、タイの直行便が就航している関西及び首都圏を起点とした東四国（徳島・香川）の広域周遊ルートの旅行商品造成を図る。

（2）事業実施主体

徳島県

（3）対象市場

タイ

（4）誘客対象

タイ市場における富裕層及びインセンティブツアー

（5）連携先

公益社団法人香川県観光協会

4 委託業務の内容

（1）タイ旅行会社等招請ファムツアーの企画・実施

四国の認知度向上、誘客拡大につながる、タイ向け旅行商品の造成促進を目的に、徳島県、香川県が有する日本の地方ならではの特別な体験を中心とした、3（4）の誘客対象に訴求できるコンテンツを抽出し、商品化及び販路拡大を目指すことができる行程を想定のうえ、

ファムツアーを催行すること。

また、アンケート調査を行い、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。ファムツアー実施後は、招請した旅行会社等の旅行商品造成・販売のアフターフォローを行うこと。

①実施期間

令和7年9月～令和7年11月（予定）

②被招請者

- ・東四国（徳島・香川）の旅行商品の造成意欲があり、販売力がある旅行会社の商品造成担当者等（以下、「被招請者」という。）を4社（4名）以上選定し、ファムツアーへ招請すること。（※選定した旅行会社の概要と選定理由を記載すること。）
- ・被招請者は3（1）事業目的の「タイ市場の四国に対する認知度向上」に対し、将来的に寄与する旅行会社を選定すること。

③行程、視察箇所等

- ・関西空港または首都圏の空港利用を想定し、徳島県、香川県において、2泊ずつの宿泊を伴う、4泊5日程度のファムツアーを実施すること。
- ・3（4）の誘客対象に向けて、地域ならではの特別な体験を含む旅行商品（お遍路を絡めた特別体験、地元食材を使用した特別メニューでの食事提供、普段立ち入ることのできない施設エリアの見学、サステナブルツーリズムのコンテンツなどを想定）の造成・販売促進に繋がるような行程とし、滞在時間の長い旅行商品の造成を意識したものにする。こと。（※観光コンテンツ等を提案した理由を記載すること。）
- ・被招請者が常時インターネットに接続して、情報発信できるように、Wi-Fiルーターを用意すること。
- ・ファムツアーの後半において、徳島県、香川県の観光コンテンツについて被招請者が理解を深め、さらに被招請者からの要望や意見をヒアリングできる場を設けること。

④移動手段

- ・国内の移動は、公共交通機関や貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー）を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

⑤宿泊、飲食等

- ・1室1名で利用することを基本とする。なお、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

⑥通訳者、添乗員

- ・必要に応じて、タイ語の通訳者を1名及び添乗員を1名手配すること。
- ・通訳者や添乗員は、四国の観光資源等に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

⑦被招請者へのアンケート調査（実施、集計、改善点報告、翻訳含む）

- ・被招請者へアンケート調査を実施し、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。アンケート調査にあたっては、下記4（2）に留意すること。

⑧ファムツアーの行程冊子、パンフレット等

- ・日本語及びタイ語でファムツアーの行程冊子を作成し、被招請者に配布すること。
- ・視察先のパンフレットや資料等を収集のうえ、被招請者へ提供すること。

⑨安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）及び感染症予防対策を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

⑩被招請者の入国手続きの調整

- ・必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、査証申請手配を行うこと。

（２）新規コンテンツの造成及びコンテンツの磨き上げ

ターゲット層である富裕層やインセンティブツアーのニーズに合うような付加価値のある新規コンテンツを造成し、ファムツアーの行程に含むこと。また、ファムツアーに参加した旅行会社からの意見を集約し、ツアー内で体験した観光コンテンツについて、タイからの誘客を見据えたコンテンツの磨き上げを実施すること。実施にあたっての事業者との調整についても対応すること。なお、新規コンテンツ及び磨き上げの内容については、ツアー実施前に徳島県及び連携先に提案・協議のうえ決定すること。

（３）旅行商品造成・販売のアフターフォロー

（１）及び（２）にて実施するファムツアー、新規コンテンツの造成及びコンテンツの磨き上げ等を基に、被招請者による旅行商品造成・販売が円滑に進むよう支援を行うこと。

支援にあたっては、被招請者と随時連絡が取れる体制を構築し、ホームページ等で実際に顧客が購入できる状態となるよう商品造成や販売の状況についてヒアリングを行うこと。また、確実な商品造成・販売促進につなげるため、情報提供やセールス活動を行う等、実効性のある取り組みを実施すること。

（４）その他

①企画提案における留意事項

- ・基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制（担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること）、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ・旅行商品造成、ファムツアー実施の企画立案にあたっては、下記５を参考とし、定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

②事業実施における留意事項

- ・目標値と成果を、徳島県の指示に従い、随時報告すること。

- ・業務の実施にあたっては、徳島県の指示に従うこと。
- ・専門家（R E P 等）の意見を踏まえ、必要に応じて行程案、招請旅行会社の修正、及び商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。
- ・ファムツアーで実施するアンケート等の作成にあたっては、ネイティブチェックの体制を明確にし、誤字・脱字を防ぐのはもちろん、単なる逐語訳ではなく現地で違和感のない内容とすること。また、アンケートの内容については、事前に徳島県と協議すること。
- ・回収したアンケートを日本語訳し、分析を行い、それらを業務実施報告書に記載すること。

5 目標と成果指標

＜アウトプット＞

招請旅行会社数 ：タイの旅行会社 4 社 4 名以上
 旅行商品造成数 ：4 商品以上
 磨き上げたコンテンツ：徳島県、香川県、それぞれ 2 件以上
 新規コンテンツの提案：徳島県、香川県、それぞれ 2 件以上

＜アウトカム＞

コンテンツ体験者数（送客数） ：2 8 人以上
 コンテンツ体験者の延べ宿泊数 ：1 1 2 泊以上
 旅行商品の予約販売数 ：2 8 件以上
 売上金額 ：8 4 0 万円以上

6 成果物

（1）業務実施報告書

業務実施報告書には、ファムツアーの参加者名簿、ツアーの内容、ツアーにおけるアンケートの分析結果及びそれに基づく改善の内容、被招請者による商品造成実績及び造成予定を含む事業全体の報告を記載すること。

・提出先及び部数

〒770－8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課

TEL：088－621－2335

E-mail：kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

・実施報告書（A4 版カラー冊子） 3 部

・電子媒体 1 部

（電子媒体は、Microsoft365 において編集可能な Word、Excel または Power Point いずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方とする。）

（2）成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）、及び所有権は、徳島県に帰属するものとする。

7 企画書に盛り込む内容

(1) 業務の内容に関する具体的な企画案

- ・企画書の基本コンセプト、新規コンテンツの提案、コンテンツの抽出理由及び被招請者の選定理由を含む。

(2) 業務実施体制

(3) 作業工程

(4) 再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

- ・再委託の有無を記載すること(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)
- ・再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

※ 発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等)
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 法人の概要等

- ・法人の概要
- ・担当者の氏名及び連絡先

8 その他

- (1) 受託者は、徳島県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに徳島県及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務は、国の補助事業を活用することとしていることから、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。

以上